

2014年(平成26年)3月10日

株式会社産業経済新聞社

代表取締役社長 熊坂 隆光 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 山崎 省吾



〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-11

兵庫県母子会館2階C

TEL: 078-361-7201 FAX: 078-361-7205

URL: <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 圓山茂夫 (明治学院大学法学部)

TEL: 03-5421-5209

申入書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、2008年(平成20年)5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

当法人は、新聞の訪問販売における契約書等について、調査、検討をしております。先般、貴社の新聞販売店が現在使用している購読契約書の送付を依頼したところ、快くご送付くださり、ありがとうございました。

そこで、この購読契約書及び当法人が会員から収集した貴社の購読契約書を検討したところ、下記の事項が見受けられますので、改善されるように申入れいたします。

ご回答は、本書面の到達後1ヶ月以内に文書にていただくようお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

記

1. クーリング・オフの告知条項の改善申入れについて

貴社の「産経新聞グループ紙購読契約書」の「クーリング・オフのお知らせ」欄には、クーリング・オフの効果について、次のとおり記載されています。

この場合、①損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに配達された新聞の引取りに要する費用の支払い義務はありません。③すでに代金の一部又は全額を支払っている場合は、速やかにその金額の返済を受けることができます。

特定商取引法は2008年（平成20年）に改正され、消費者がクーリング・オフを行使した場合、事業者は商品の使用利益を請求できないことが明示され（法第9条第5項）、契約書面にもこの旨の記載義務が設けられました（施行規則第6条第1項の表の第1号へ）。すなわち、契約書には、配達された新聞を読んだ利益（新聞代金）の支払いを請求されることはない旨を記載する必要があります。

しかし、「産経新聞グループ紙購読契約書」にはこの旨が記載されておらず、消費者に、クーリング・オフ行使までに配達された新聞の代金の支払義務があると誤解させる可能性があります。

よって、「産経新聞グループ紙購読契約書」のクーリング・オフの効果に関する記載を、特定商取引法の上記の記載義務に従ったものに改めるよう申し入れます。

2. 中途解約時の清算条項の改善の申入れについて

貴社の「産経新聞グループ紙購読契約書」の特記事項欄には、月の途中で解約した場合の清算について、次のとおり記載されています。

1. 月の途中において購読の開始又は終了若しくは中止がなされる場合は、当該月の購読料は月額購読料を日割り計算とします。
 日割り計算方式は月額購読料の範囲内で、実際の購読日数に1部売り単価を乗じた額。
 「計算式：実配日数×1部売り単価＝請求金額（ただし月額購読料を超えない）」

この条項には2つの問題があると考えられます。

第1に、月極購読料で契約している消費者に対し、貴社は「1部売り単価」を明示していないことです。「1部売り単価」は、購読契約書に記載されておらず、配達される産経新聞紙にも記載されていません。貴社のホームページにも、西日本地区の朝刊夕刊セット月額購読料は3,925円との記載はありますが、1部売り単価の記載は見当たりません。

このように、契約者に対して「1部売り単価」を知らせないまま、清算の際の単価として用いる条項は、効力があるとは考えられません。

なお、当法人は担当者が貴社へ電話で問い合わせ、貴社の1部売り単価は朝刊100円、夕刊50円という情報を知りました。

第2に、日割り計算の方式には、貴社の「実配日数に1部売り単価をかける方式」と、他社の「月額購読料を1カ月の平均日数30日で割って『1日当たり単価』を算出し、これに購読日数をかける方式」の2種類があります。この2つを以下に比較します。

日割り計算の2つの方式\購読日数の例	1日間	11日間	21日間
実配日数×1部売り単価で計算した請求金額 (a)	150円	1,650円	3,150円
月極購読料÷30日×購読日数で計算した請求金額 (b)	130円	1,439円	2,747円
2つの方式の差額 (a) - (b)	20円	211円	403円

(注) (a)について、この日数に日曜(夕刊なし)と新聞休刊日が含まれるときは、その分は減額されると推測される。

この表の2段目(a)が貴社の日割り計算方式で、3段目(b)が他社の日割り計算方式です。貴社の方式の方が、消費者に請求する清算金額は高くなります。

特定商取引法は、訪問販売による契約が解除された場合の消費者の金銭支払額の上限を定めており、解除された商品が返還されない場合は「当該商品の販売価格に相当する額」を上限としています(法第10条第1項第2号)。この「当該商品の販売価格」については、特定商取引法施行通達や消費者庁の特定商取引法の解説書には解釈が示されていませんが、新聞購読契約と同様に継続的な契約である特定継続的役務提供契約(英会話教室など)を中途解約した場合を参考にすると、施行通達(第4章10法49条関係(2)(ロ))には、消費者が支払う「提供された役務の対価」は「契約締結の際の単価を上限とする」との解釈が明示され、最高裁の平成19年4月3日判決(英会話教室NOVAの中途解約の清算方法が争われた事件)も「契約締結の際の単価」で清算すべき旨の判断が示されています。ここでいう「契約締結の際の単価」を新聞購読契約に置き換えると、「1部売り単価」は契約締結時に適用された代金ではないためこれを基礎とすべきではなく、契約締結時に適用された代金である月極め購読料を30日で割った「1日当たり単価」を基礎とすべきであると考えられます。

以上をまとめると、貴社の「実配日数に1部売り単価をかける計算方式」による清算条項は、契約条項としての効力が疑問であるうえ、特定商取引法の契約解除時の金銭支払額の上限に違反する可能性が高いと思われます。同法に沿った清算条項に改めるよう申し入れます。

3. このほかの改善要望について

(1) クーリング・オフ妨害の場合の記載について

貴社の「産経新聞グループ紙購読契約書」の「クーリング・オフのお知らせ」欄は、クーリング・オフ妨害が行われた場合の扱いについて、次のとおり記載されています。

また、不実告知、威迫行為によりクーリング・オフが妨害されたときは、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領し、その旨を告げられてから8日間はクーリング・オフができます。

この記載では、消費者に、契約当初のクーリング・オフ期間は当初8日間でいったん終了するが、クーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領することによりクーリング・オフ期間が再開するという誤解が生じる可能性があります。

クーリング・オフ妨害が行われた場合は、クーリング・オフ期間は当初8日間で終了せず継続していることが誰でも理解できるよう、クーリング・オフ妨害に関する記載を、特定商取引法施行規則第6条第1項の表の第1号のロに沿ったものに改めるよう、要望します。

(2) 契約解除と損害金請求について

貴社の「産経新聞グループ紙購読契約書」の特記事項には、損害金について、次のとおり記載されています。

契約の解除を申し出たときにおいて、相手方は申し出た方に対して損害金の請求を行う場合があります。

これは、契約に伴って提供した景品類の代金請求などが想定されていると思われます。

この条項は、前記2で述べた、契約解除時の金銭支払額の上限（特定商取引法第10条第1項第2号）に違反することのない取り扱いをされるよう要望します。

(3) 販売店による誤った契約書の交付の件について

当法人が会員から収集した新聞購読契約書には、神戸新聞を購読契約した消費者に対して、「神戸新聞購読契約書」ではなく「産経新聞グループ紙購読契約書」が交付された事例が見受けられました。これは、産経新聞と神戸新聞の両方を販売している新聞販売店が、消費者が契約していない方の契約書を交付したものと推測されます。

こうした事態が生じないように、貴社の販売店には、消費者が実際に契約した新聞の購読契約書を交付するよう指導される要望します。

(4) 記入漏れのない購読契約書を交付する件について

(ア) 「産経新聞グループ紙購読契約書」には、特定商取引法第4条第4号で書面に記載すべき「商品の引渡時期」「代金の支払い時期」を記載する欄が設けられていないため、この記載が欠落した契約書が交付されています。特定商取引法に従った記載を要望します。

(イ) 当法人が会員から収集した「産経新聞グループ紙購読契約書」に、特定商取引法の必要事項が記入されて交付されているかを検討しました。その結果、購読契約書に、商品の販売価格（月極購読料）が記入されていないもの、商品の代金の支払時期・方法が記入されていないもの、契約の締結を担当した者の氏名が記入されていないものが見受けられました。

このため、販売店または勧誘担当者に対して契約書への記入を徹底するよう改善指導をされることを要望します。

(ウ) 当法人が会員から収集した「産経新聞グループ紙購読契約書」の販売業者欄を見ると、販売店の屋号・住所・電話番号のゴム印が押されていますが、販売業者代表者氏名の記載がなく、また、販売店が個人経営なのか法人なのか判別できないものがありました。特定商取引法施行規則第3条第1号は、販売業者が個人経営の場合は、個人の氏名・住所・電話番号を記載するように、販売業者が法人の場合は、法人の名称・住所・電話番号・法人代表者の氏名を記載するように求めています。

このため、販売店または勧誘担当者に対して、特定商取引法に沿った記載をするよう改善指導されることを要望します。

(5) 日本新聞協会と新聞公正取引協議会の「新聞購読契約に関するガイドライン」の徹底について

2013年11月21日、一般社団法人日本新聞協会と新聞公正取引協議会は「新聞購読契約に関するガイドライン」を作成し、下記のとおり発表しました。

記

新聞購読契約に関するガイドライン

日本新聞協会および新聞公正取引協議会は、新聞の途中解約に関する指針として2013年11月21日に「新聞購読契約に関するガイドライン」を策定しました。読者にやむを得ない正当な理由があれば、解約できることを定めています。

平成25年11月21日

日本新聞協会販売委員会

新聞公正取引協議会

新聞公正取引協議委員会

日本新聞協会、新聞公正取引協議会の会員各系統は、読者の新聞販売に対する信頼を維持・向上させるため、新聞公正競争規約、特定商取引法、新聞訪問販売自主規制規約を厳守するとともに、読者から解約の申し出があった場合は読者の利益を一方的に害することのないよう、以下のとおり対応するものとする。

【解約に応じるべき場合】

以下に該当する場合は、読者の解約申し出に直ちに応じなければならない。また、新聞公正競争規約の上限を超える景品類の提供が行われていた場合、解約にあたって景品類の返還を請求してはならない。

ルールに基づく解約申し出である場合

- ・クーリングオフ期間中、書面による解約申し出があったとき

不適切な契約が行われていた場合

- ・威迫や不実告知など、不適切な勧誘を行ったとき
- ・新聞公正競争規約の上限を超える景品類の提供など、同規約に沿わない販売方法を行ったとき
- ・契約期間が自治体が定める条例等の基準を超過していたとき
- ・相手方の判断力が不足している状態で契約したとき(認知症の方など)
- ・相手方が本人や配偶者以外の名前で契約したとき

その他考慮すべき事情がある場合

- ・購読者の死亡、購読が困難になる病気・入院・転居など、解約が合理的だと考えられるとき
- ・未成年者との契約であったとき

【丁寧に話し合い解決すべき場合】

上記に該当しない、読者の都合による解約申し出があった場合、話し合いによって解決するものとする。申し出に応じる場合、解約の条件は両者の合意により決定する。ただし、契約事項を振りかざして解約を一時的に断ったり、過大な解約条件(損害賠償や違約金の請求など)を要求してはならない。読者の申し出の理由を丁寧に聞き、申し出の応諾や購読期間の変更など、お互いが納得できる解決を図らなければならない。

以上

今後、貴社は、貴社の新聞販売店が上記ガイドラインを遵守するよう徹底されて、勧誘や解約に関するトラブルの発生を防止されるように要望いたします。